

[参 考 資 料]



# ○大山町人権尊重の社会づくり条例

平成17年3月28日  
条例第115号

## (目的)

第1条 この条例は、人権尊重に関し、町及び町内に暮らすすべての者の果たすべき責務を明らかにするとともに、その施策の基本となる事項を定めることにより、同和問題、女性の人権に関する問題、障害者の人権に関する問題などの人権に関する問題への取り組みを推進し、差別のない真に人権が尊重される社会づくりを図ることを目的とする。

## (町の責務)

第2条 町は、前条の目的を達成するため、人権尊重の社会づくりに関する施策(以下「人権施策」という。)を積極的に推進するとともに、町行政のあらゆる分野で人権に配慮し、人権尊重の社会的環境づくりと人権意識の醸成及び高揚を促進しなければならない。

2 町は、人権施策を推進するに当たっては、県及び関係団体と連携協力しなければならない。

## (町内に暮らすすべての者の責務)

第3条 町内に暮らすすべての者は、相互に人権を尊重し、自らが人権尊重の社会づくりの担い手であることを認識し、人権意識の向上に努めるとともに、町が実施する人権施策に協力しなければならない。

## (大山町人権尊重の社会づくり審議会)

第4条 町長は、人権施策の総合的な推進を図るため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、大山町人権尊重の社会づくり審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

2 町長は、人権尊重の社会作りを推進するため審議会の意見を聴くものとする。

3 審議会は、人権尊重の社会づくりに関する事項に関し、町長に意見を述べることができる。

第5条 審議会は、委員30人以内で組織する。

2 前項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

## 附 則

この条例は、平成17年3月28日から施行する。

# ○大山町人権尊重の社会づくり審議会に関する規則

平成17年3月28日

規則第89号

## (目的)

第1条 この規則は、大山町人権尊重の社会づくり条例(平成17年大山町条例第115号。以下「条例」という。)第4条の規定に基づき人権尊重の社会づくりを推進するため、審議会に関し必要な事項を定めることを目的とする。

## (審議会の委員)

第2条 大山町人権尊重の社会づくり審議会(以下「審議会」という。)の委員は、次の各号に掲げるもののうちから、町長が委嘱するものとする。

- (1) 町関係職員
- (2) 教育関係委員
- (3) 各種団体代表
- (4) 学識経験者

## (任期)

第3条 委員の任期は、2年とし再任を妨げない。  
2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。  
3 委員が委嘱又は任命されたときの要件を欠くに至ったときは、その職を失うものとする。

## (会長)

第4条 審議会に会長1人及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれを選任する。  
2 会長は、会務を総理する。  
3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

## (会議)

第5条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。  
2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。  
3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。  
4 審議会に基本的事項の調査及び審議をするため、部会を置くことができる。  
5 審議会及び部会は、その所掌事務を遂行するために必要があると認められるときは、関係機関等の者から説明、意見その他必要な協力を求めることができる。

## (庶務)

第6条 審議会の庶務は、人権推進課で処理する。

## (補則)

第7条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、別に町長が定める。

## 附 則

この規則は、平成17年3月28日から施行する。

[大山町人権尊重の社会づくり審議会委員]

会	長	富	長	源
副	副	中	嶋	十
委	員	河	崎	郎
委	員	池	山	江
委	員	西	村	光
委	員	桑	本	也
委	員	角	田	裕
委	員	権	田	昭
委	員	金	田	彦
委	員	田	中	彰
委	員	前	田	多
委	員	伊	木	惠
委	員	伊	澤	子
				豊
				機
				弟
				一
				郎
				子
				百
				子

[事務局]

大山町人権交流センター・人権推進課

所	長	山	根	浩
課	長	近	藤	照
課	長	吹	野	正
主	幹	石	谷	美
主	幹	高	虫	裕
人	権	金	田	千
権	教			義
教	育			
推	進			
員				

## 同和地区実態把握等調査結果の概要について

平成18年4月21日  
県同和対策課

### I 調査実施の概要

#### 1 調査の目的

これまでの地域改善対策、同和対策事業の効果を測定し、同和地区の実態を把握することにより、今後の同和行政の基礎資料を得ることを目的とする。

#### 2 調査の区分、対象、時期等

区 分	調査内容	調査対象	調査方法	調査時期	回収率
地区概況調査	地区の生活環境等の状況	17市町 107地区	市町村担当者が記入	平成17年 6月1日現在	100%
生活実態調査	世帯、世帯員の就学・就労・事業経営・被差別等の状況	同和関係世帯 (6,218世帯)	調査員による 全世帯への訪問面接調査	平成17年 7月1日現在	88.4%

### II 調査結果の概要

#### 【文中で使用する用語の説明】

- ・同 和 関 係 … 同和地区に居住する同和関係者に係る結果
- ・報告市町全体 … 地区概況調査の対象である同和地区を有する17市町全体の結果
- ・県 全 体 … 各種統計調査による県内20市町村の結果
- ・全 国 … 各種統計調査による全国47都道府県の結果

#### 1 同和地区の概況

##### (1) 地区数、世帯数及び人口（地区概況調査）

区 分	昭和46年	昭和50年	昭和54年	平成5年	平成12年	平成17年	平成17年	
	全国同和地区調査		鳥取県同和地区調査	全国調査 (地区概況調査)	鳥取県調査 (地区概況調査)	鳥取県調査 (地区概況調査)	大山町	
鳥 取 県	市町村数	32	31	32	32	17	1	
	地区数	98地区	105地区	106地区	107地区	107地区	4地区	
	世帯数	5,501世帯	5,963世帯	6,258世帯	6,389世帯	6,299世帯	6,218世帯	596世帯
	人口	24,256人	24,664人	24,937人	23,562人	21,818人	20,237人	1,811人

- ・ 同和地区は、17市町107地区で前回調査と同じであるが、同和関係世帯は6,218世帯で前回より81世帯（1.3ポイント）の減、同和関係人口は20,237人で前回より1,581人（7.2ポイント）の減となっている。

##### (2) 平均世帯人員

区 分		平均世帯人員	
平成17年 鳥取県調査	鳥 取 県	同和地区	3.2人
		報告市町全体	2.8人
		大山町	3.0人

- ・ 同和関係世帯の一世帯当たりの世帯人員は3.2人（前回3.5人）で、報告市町村全体の2.8人（前回2.9人）より0.4人多くなっている。

## (3) 婚姻の状況

(単位 %)

区 分		夫婦とも 同和地区 の生まれ	夫婦の一方 が同和地区 外の生まれ	夫婦とも 同和地区外 の生まれ	不 明
平成5年 全国調査	鳥取県	71.6	27.0	1.4	—
平成12年 鳥取県調査	鳥取県	66.8	30.0	1.3	2.0
平成17年 鳥取県調査	鳥取県	60.9	30.8	1.2	6.8
平成17年 鳥取県調査	大山町	62.6	35.4	0.4	1.6

- ・ 「夫婦とも同和地区の生まれ」60.9%（前回比5.9ポイント減）、「夫婦の一方が同和地区外の生まれ」30.8%（前回比0.8ポイント増）となっている。

(年齢階層内訳)

(単位 %)

区 分		夫婦とも 同和地区 の生まれ	夫婦の一方 が同和地区 外の生まれ	夫婦とも 同和地区外 の生まれ	不 明	
25歳未満	平成5年 全国調査	鳥取県	13.3	73.3	13.3	—
	平成12年 鳥取県調査	鳥取県	14.2	75.1	3.6	7.1
	平成17年 鳥取県調査	鳥取県	9.3	83.9	1.6	5.2
	平成17年 鳥取県調査	大山町	—	100.0	—	—
25～29歳	平成5年 全国調査	鳥取県	41.2	58.8	—	—
	平成12年 鳥取県調査	鳥取県	24.8	70.8	2.8	1.7
	平成17年 鳥取県調査	鳥取県	12.1	74.8	2.3	10.7
	平成17年 鳥取県調査	大山町	11.8	82.4	5.9	—
30～34歳	平成5年 全国調査	鳥取県	41.9	58.1	—	—
	平成12年 鳥取県調査	鳥取県	29.2	64.3	2.8	3.8
	平成17年 鳥取県調査	鳥取県	12.1	74.8	2.3	10.7
	平成17年 鳥取県調査	大山町	14.3	85.7	—	—
35～39歳	平成5年 全国調査	鳥取県	61.1	38.9	—	—
	平成12年 鳥取県調査	鳥取県	47.5	50.1	0.3	2.1
	平成17年 鳥取県調査	鳥取県	12.1	74.8	2.3	10.7
	平成17年 鳥取県調査	大山町	31.8	68.2	—	—

- ・ 年齢階層が低い者ほど「夫婦とも同和地区の生まれ」の割合が低く、「夫婦の一方が同和地区外の生まれ」である割合が高くなっており、同和地区外との婚姻が進んでいる。

2 住宅の所有関係

(単位 %)

区 分		持ち家	民営の賃貸住宅	県・市町村営賃貸住宅	公団・公社などの賃貸住宅	給与住宅	借 間	不 明
平成12年 鳥取県調査	鳥取県	83.1	0.7	13.8	0.0	0.0	0.9	1.4
平成17年 鳥取県調査	鳥取県	81.3	0.6	14.1	0.2	0.0	1.4	2.4
平成15年 住宅・土地 統計調査	鳥取県	70.7	20.9	4.4	0.7	2.0	—	1.3
	全 国	61.2	26.8	4.7	2.0	3.2	—	2.2
平成17年 鳥取県調査	大山町	77.7	0.5	10.9	—	—	1.2	9.7

- ・ 住宅の状況は、「持ち家」81.3%（前回比1.8ポイント減）、「県・市町村営賃貸住宅」14.1%（前回比0.3ポイント増）となっている。
- ・ 県全体（平成15年住宅統計調査）と比較すると、「持ち家」は10.6ポイント、「県・市町村営賃貸住宅」は9.7ポイント高くなっている。

3 教育〔卒業者の最後に卒業した学校の状況〕

(単位 %)

区 分		小・中 学 校	高 等 学 校	高 等 専 門 学 校	短 期 大 学	大 学	大 学 院	専 修 学 校	各 種 学 校	不 明
平成12年 鳥取県調査	鳥取県	46.5	42.0	11.3						0.2
				1.5	2.7	2.9	0.1	2.4	1.7	
平成17年 鳥取県調査	鳥取県	42.3	43.6	14.1						1.0
				2.0	3.2	3.8	0.1	3.0	2.0	
平成17年 鳥取県調査	大山町	43.4	45.7	11.0						—
				1.2	2.1	2.7	—	2.9	2.1	

- ・ 前回調査と比較すると、「小・中学校」卒業者が42.3%と4.2ポイント減り、「高等学校」卒業者が43.6%と1.6ポイント増え、「高等専門学校」、「短期大学」、「大学」、「大学院」、「専修学校」、「各種学校」を合わせた卒業者も計14.1%と2.8ポイント増えている。

4 就労〔15歳以上の世帯員〕

(単位 %)

区 分		雇用者			会社・ 団体等 の役員	自営業主		自家営 業の手 伝い	家庭で 内職	不 明 (その他を 含む)		
		常 雇	臨 時 雇	日 雇		雇 人 あ り	雇 人 な し					
平成12年 鳥取県調査	鳥取県	75.3	58.0	9.3	8.0	4.2	12.9	4.8	8.1	5.2	1.5	1.0
平成17年 鳥取県調査	鳥取県	76.7	55.6	13.6	7.5	3.5	12.1	4.2	7.9	5.2	1.0	1.7
平成14年 就業構造 基本調査	鳥取県	75.3	64.3	8.5	2.5	5.2	12.0	2.7	9.3	6.6	0.7	0.2
平成17年 鳥取県調査	全 国	78.2	66.1	9.7	2.4	6.0	10.3	2.8	7.5	4.8	0.5	0.2
平成17年 鳥取県調査	大山町	80.0	55.7	15.2	9.1	1.3	11.8	4.5	7.3	5.3	0.5	1.0

- ・ 就労形態をみると、「雇用者」76.7%（前回比1.4ポイント増）、「自営業主」12.1%（前回比0.8ポイント減）となっている。
- ・ 雇用者の内訳について、県全体（平成14年就業構造基本調査）と比較すると、「常雇」が8.7ポイント低く、「臨時雇」が5.1ポイント、「日雇」が5.0ポイント高くなっている。



5 事業経営

(単位 %)

区 分		製 造 業	卸 売 業	小 売 業	飲 食 店	サ ー ビ ス 業	建 設 業	運 送 業	不 動 産 業	鉱 業	そ の 他
平成 12 年 鳥取県調査	鳥取県	7.6	12.9			14.5	53.4	4.2	0.9	0.5	5.3
			2.0	7.2	3.7						
平成 17 年 鳥取県調査	鳥取県	6.9	14.3			14.0	49.0	5.1	1.6	0.3	7.1
			2.7	6.0	5.6						
平成 16 年 事業所 統計調査	鳥取県	6.8	44.0			20.9	10.9	1.7	3.6	0.1	11.4
			30.4		13.6						
平成 17 年 鳥取県調査	全 国	10.1	42.4			18.8	9.9	2.3	5.5	0.1	10.0
			28.4		14.0						
平成 17 年 鳥取県調査	大山町	9.2	16.9			15.4	46.2	9.2	—	—	3.1
			3.1	12.3	1.5						

- ・ 業種別にみると、「建設業」が 49.0 % と最も高く、次いで「サービス業」14.0 % となっている。
- ・ 「建設業」は県全体（平成 16 年度事業所統計調査）の約 4.5 倍となっており、逆に「卸売業・小売業・飲食店」は県全体の約 3 分の 1 となっている。

6 世帯の経済

(単位 %)

区 分		住 民 税 所得割課税 のない世帯	生 活 保 護 世 帯	住 民 税 非課税世帯	住 民 税 均 等 割課税世帯	住 民 税 所得割課税 世 帯	不 明
平成 12 年 鳥取県調査	鳥取県	30.7	—			65.6	3.8
			3.0	11.4	16.3		
平成 17 年 鳥取県調査	鳥取県	33.4	—			54.4	12.2
			3.7	15.2	14.5		
平成 17 年 鳥取県調査	大山町	28.8	—			40.5	30.7
			3.0	13.2	12.6		

低 い — 所 得 — 高 い

- ・ 前回調査と比較すると、「住民税所得割課税のない世帯」（「生活保護世帯」、「住民税非課税世帯」及び「住民税均等割課税世帯」を合わせた世帯）は、33.4 % と 2.7 ポイント増え、「住民税所得割課税世帯」は、54.4 % で 11.2 ポイント減っている。

7 被差別の状況

「(1) 被差別体験の有無」から「(4) 対応方法」までの設問は、前回調査まで世帯主のみを対象としていたが、今回は世帯員全員を調査対象とした。

(1) 被差別体験の有無

(単位 %)

区 分		有	無	不 明
平成 17 年 鳥取県調査	鳥取県	28.9	65.6	5.5
平成 17 年 鳥取県調査	大山町	23.9	73.7	2.4

- ・ 同和地区の人であるということで差別を受けたことのある人は、28.9 % となっている。

(2) 被差別体験の時期 [複数回答]

(単位 %)

区 分		5 年以内	6 ~ 10 年以内	11 年以上前	不 明
平成 17 年 鳥取県調査	鳥取県	20.3	16.7	62.0	1.0
平成 17 年 鳥取県調査	大山町	17.6	14.3	66.2	1.9

(3) 被差別の内容〔複数回答〕

被差別体験のある者に、どのような社会関係や場面での体験かを聞いた。

(単位 %)

区 分		結 婚	就 職	学校生活	職 場や 職業上の つき合い	日常の 地域生活	その他	不 明
平成17年 鳥取県調査	鳥取県	23.4	5.2	21.2	27.6	39.4	9.9	1.9
平成17年 鳥取県調査	大山町	20.7	1.2	8.5	34.1	30.5	7.3	3.7

- ・ 「日常の地域生活」39.4%、「職場や職業上のつき合い」27.6%、「結婚」23.4%、「学校生活」21.2%の順で高くなっている。

(4) 対応方法〔複数回答〕

(単位 %)

区 分		相 手 に抗 議	身 近 な 人 に相 談	有 力 者 に 相 談	民 間 団 体 等 相 談	弁 護 士 相 談	法 務 局 に 相 談	市 町 村 役 場 に 相 談	警 察 に 談	黙 っ て 我 慢 し た	そ の 他	不 明
平成17年 鳥取県調査	鳥取県	19.2	30.5	2.3	2.7	0.2	0.2	1.0	0.1	49.1	10.3	3.3
平成17年 鳥取県調査	大山町	30.5	28.0	—	—	—	—	2.4	—	40.2	9.8	—

- ・ 差別を受けた時の対応方法は、「黙って我慢した」49.1%、「身近な人に相談」30.5%、「相手に抗議」19.2%の順で高くなっている。

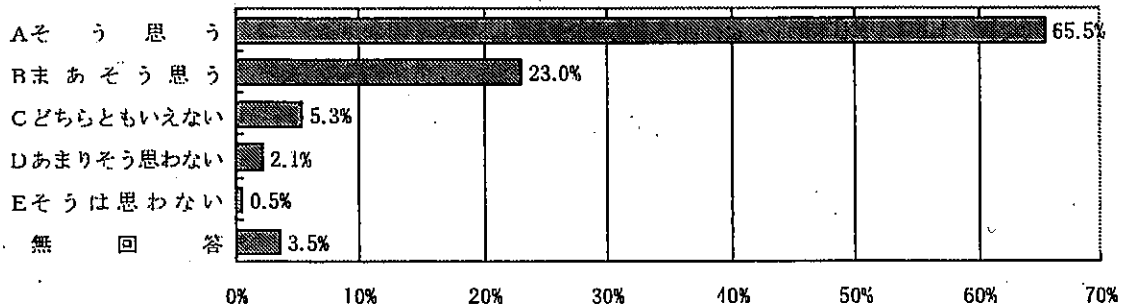
# 鳥取県人権意識調査報告書

平成17年12月 鳥取県より抜粋

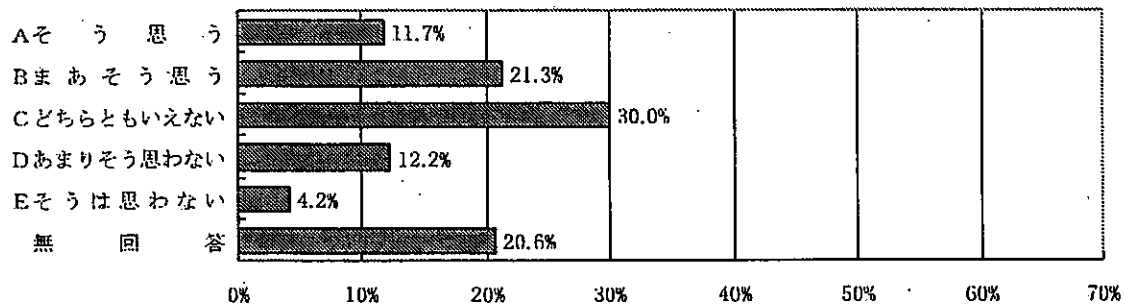
## 問1（「人権」に対して抱くイメージ）

あなたは「人権」ということについて、どのようなイメージ（印象、感想）を持っていますか。それぞれについてあなたの考えに近い番号に○をしてください。

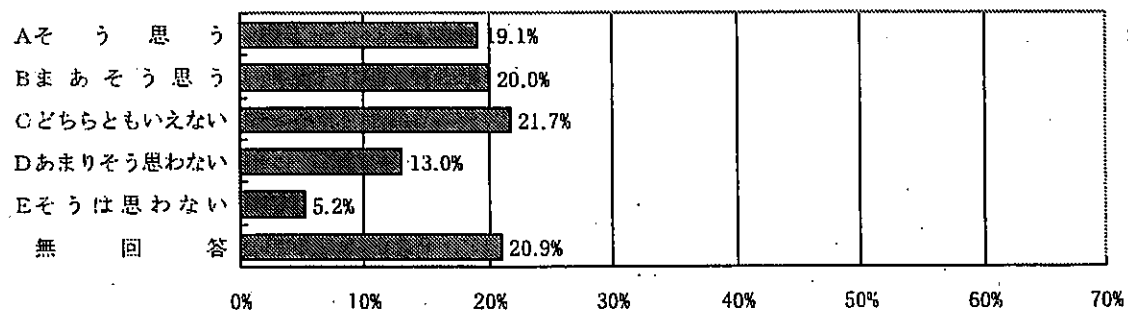
### 【重要である】



### 【わかりやすい】



### 【自分に関係が深い】

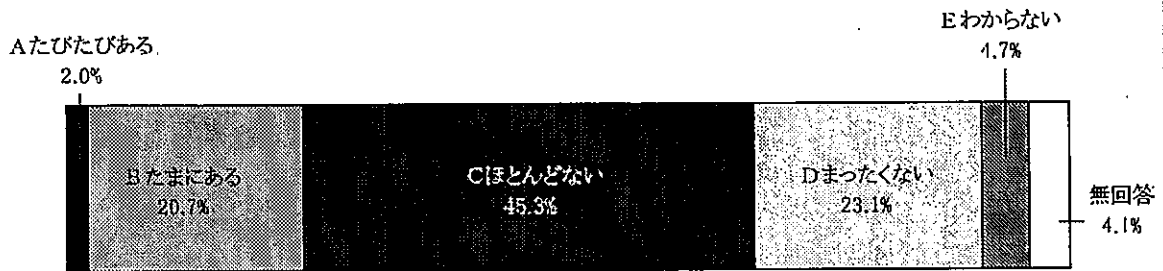


■「人権」に対するイメージについて、「重要である※」と感じている人は88.5%。「わかりやすい※」と感じている人は33.0%。「自分に関係が深い※」と感じている人は39.1%。

（※「Aそう思う」及び「Bまあそう思う」。）

**問3-①（人権侵害—被害経験の有無）**

日常生活の中であなた自身が差別や人権侵害を受けたことがありますか。（○は1つだけ）



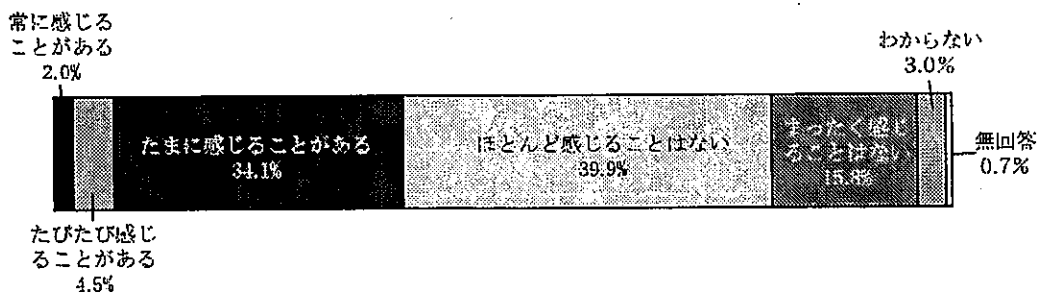
■日常生活の中で差別や人権侵害を受けたことが「A たびたびある」又は「B たまにある」と回答した人は 22.7%。

【参考】※ 設問文、選択肢の文言が異なるため、単純に比較はできません。あくまで参考としてご参照ください。

**前回調査(H.9 鳥取県人権意識調査)**

問3-1 日常生活の中で、あなた自身が差別や人権侵害を受けたと感じることがありますか。

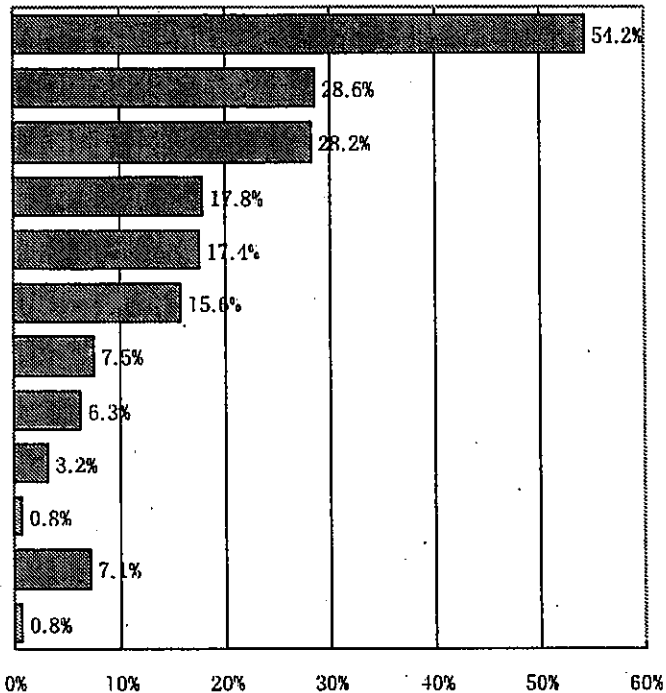
1つだけお答えください。



### 問3-②（人権侵害－被害経験の種類）

問3-①で日常生活の中で差別や人権侵害を受けたことが「たびたびある」、「たまにある」と回答された方にお尋ねします。特に、差別や人権侵害を受けたのはどのようなことですか。  
（〇はいくつでも）

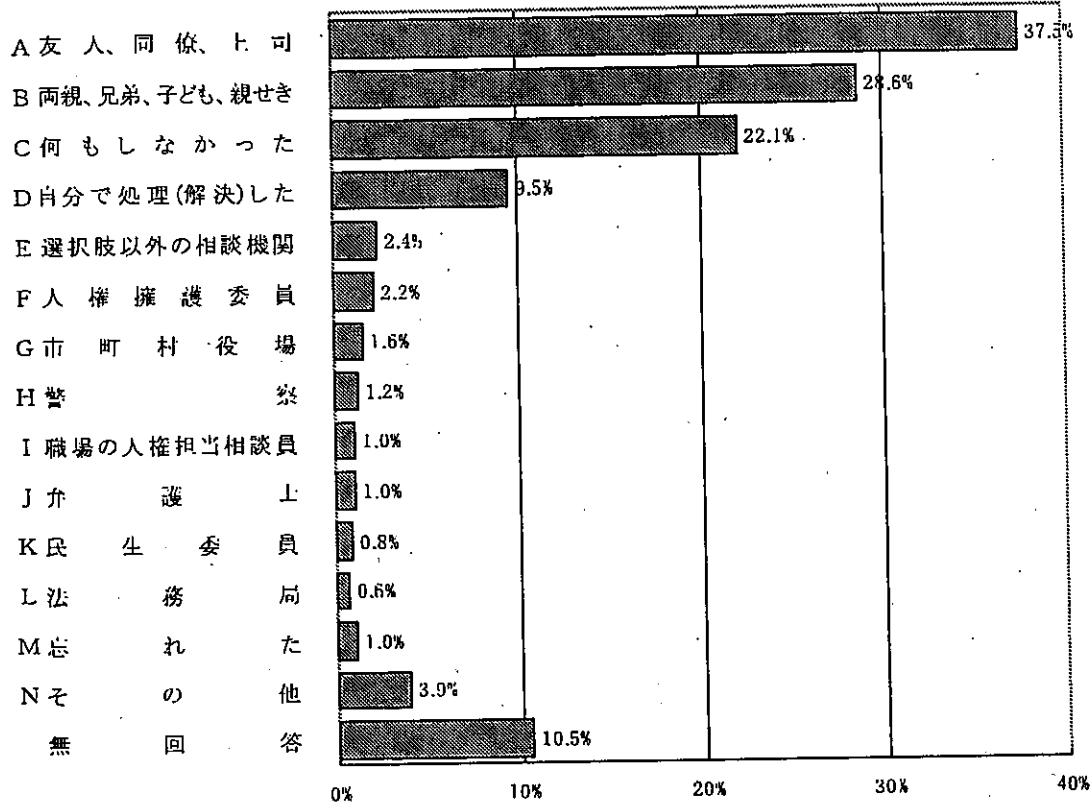
- A あらぬ噂や悪口、かげ口
- B 差別待遇（人種・信条・性別・社会的身分等により不平等・不利益な取扱いをされること）
- C 名誉・信用毀損、侮辱
- D プライバシーの侵害
- E 公務員（国・自治体等の職員、警察官、教員等）による不当な取扱い
- F 地域などでの仲間はずれ、いじめ
- G セクシャル・ハラスメント（性的いやがらせ）
- H 家庭内での暴力、虐待
- I ストーカー行状
- J インターネットの掲示板等への書き込み
- K そ の 他
- 無 回 答



■差別や人権侵害の内容は、54.2%が「Aあらぬ噂や悪口、かげ口」と回答。次いで「B差別待遇」（28.6%）、「C名誉・信用毀損、侮辱」（28.2%）、「Dプライバシーの侵害」（17.8%）の順。「E公務員による不当な取扱い」も17.4%に上る。

### 問3-③ (人権侵害-被害の相談先)

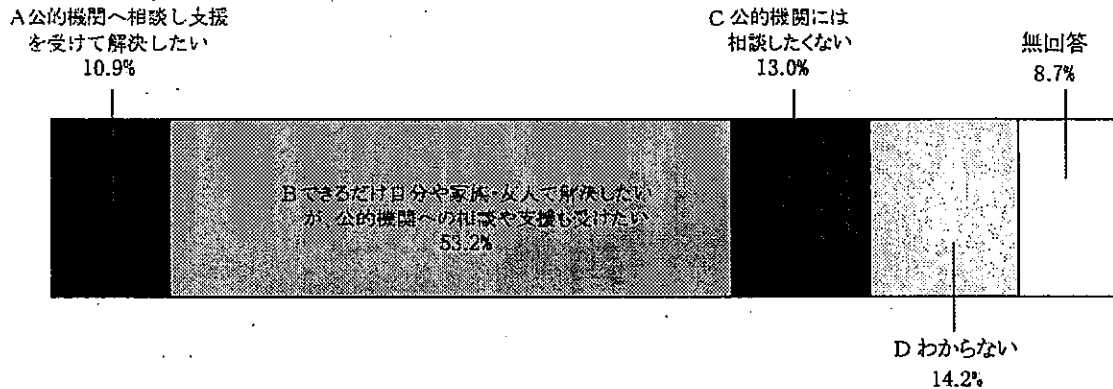
同じく問3-①で日常生活の中で差別や人権侵害を受けたこと「たびたびある」、「たまにある」と回答された方にお尋ねします。差別や人権侵害を受けたとき、どなたかへ相談されましたか。(〇はいくつでも)



■差別や人権侵害を受けたときの相談相手は、「A友人、同僚、上司」(37.5%)、「B両親、兄弟、子ども、親せき」(28.6%)など身近な人。「F人権擁護委員」(2.2%)や「G市町村役場」(1.6%)、「L法務局」(0.6%)などの公的機関へ相談する人は多くない。また、「C何もしなかった」(22.1%)人も多い。

**問4-①（公的機関への相談希望の有無）**

あなたは、自分や家族が差別や人権侵害を受けたとき、公的機関（国や県、市町村の相談機関）に相談したいと思いますか。（○は1つだけ）



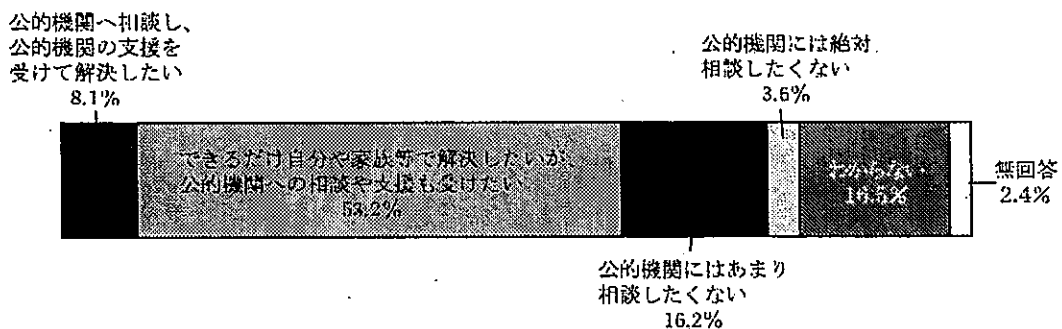
■自分や家族が人権侵害を受けたとき、「A公的機関へ相談し支援を受けて解決したい」は10.9%、「Bできるだけ自分や家族・友人で解決したいが、公的機関への相談や支援も受けたい」は53.2%。「C公的機関には相談したくない」は13.0%。

【参考】※'設問文、選択肢の文音が異なるため、単純に比較はできません。あくまで参考としてご参照ください。

**前回調査（H.9 鳥取県人権意識調査）**

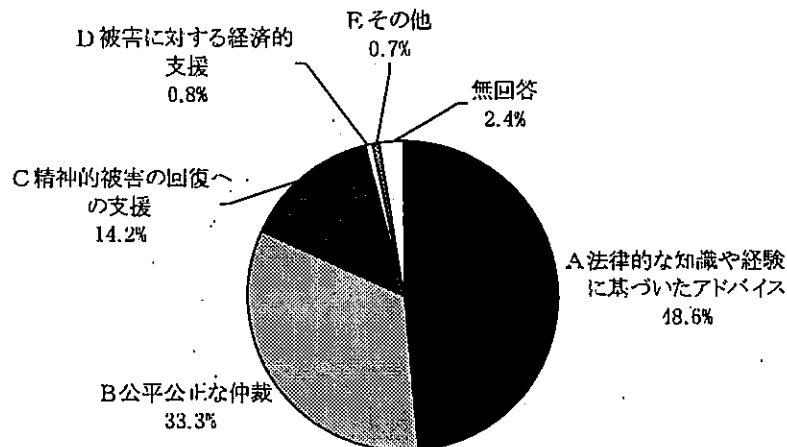
問11-1 あなたは、自分や家族が人権侵害を受けたとき、公的機関に相談したいと思いますか。

1つだけお答えください。



#### 問4-②（公的機関へ求める支援内容）

問4-①で「公的機関に相談し支援を受けたい」又は「できるだけ自分や家族・友人で解決したいが、公的機関への相談や支援も受けたい」と回答された方にお尋ねします。公的機関に対してどのような支援を求めますか。（〇は1つだけ）



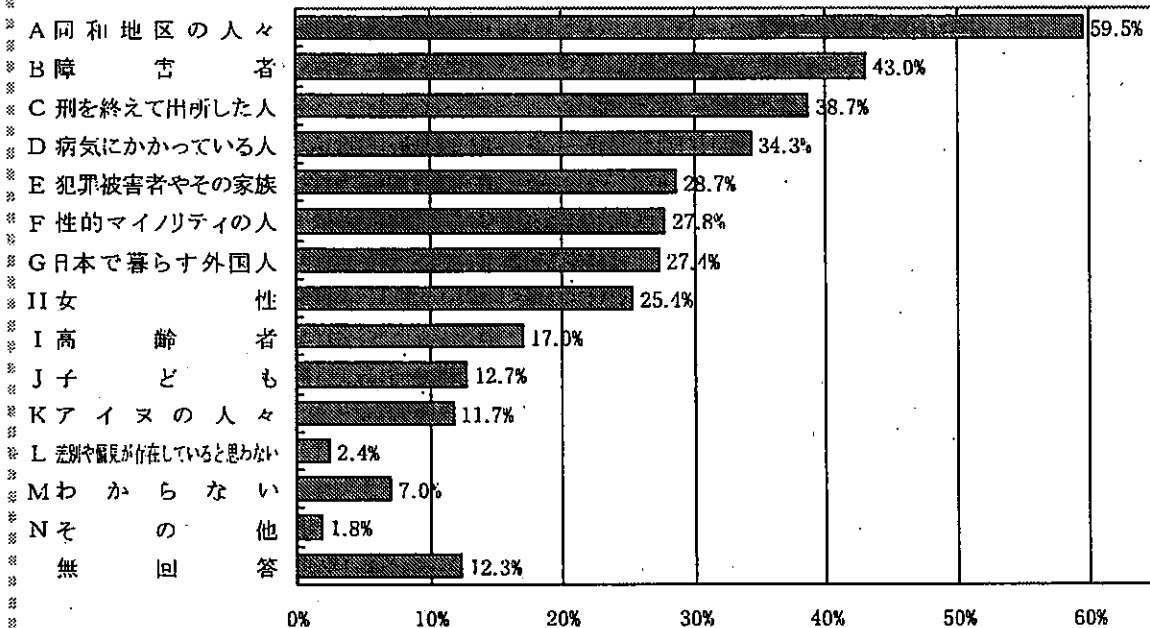
■公的機関に求める支援は、まず「A 法律的な知識や経験に基づいたアドバイス」(48.6%)、次いで「B 公平公正な仲裁」(33.3%)、「C 精神的被害の回復への支援」(14.2%)の順。



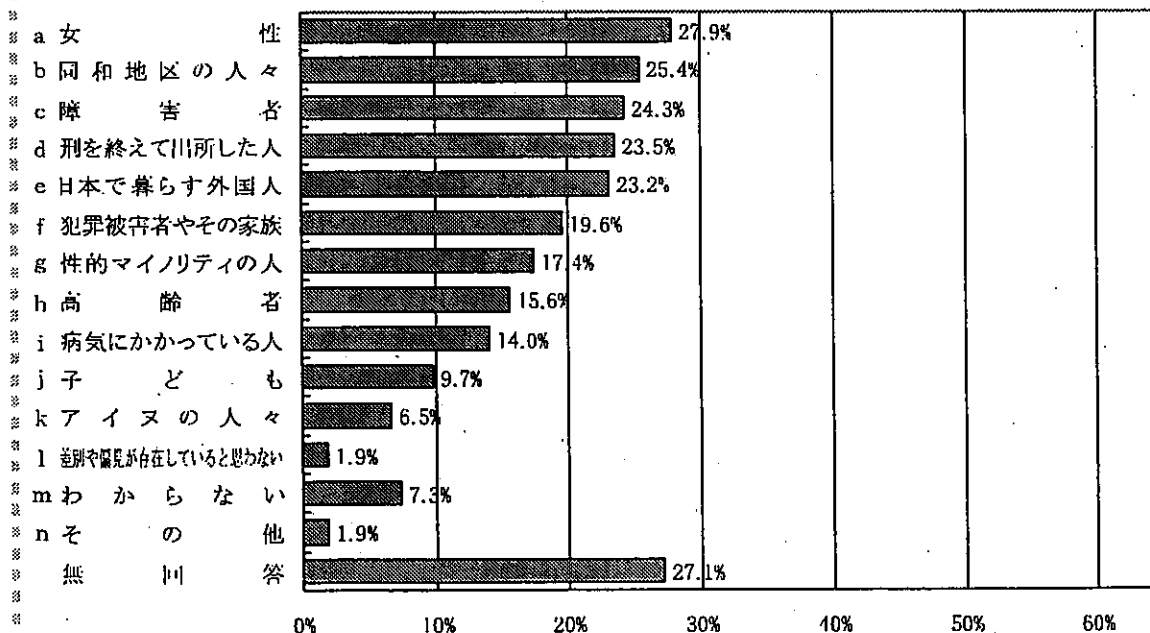
### 問5（県内に存在していると思う差別や偏見）

鳥取県内において「人々の意識」や「社会のしくみ」に差別や偏見が存在していると思うのは、次のどれですか。（〇はいくつでも）

#### 【人々の意識】



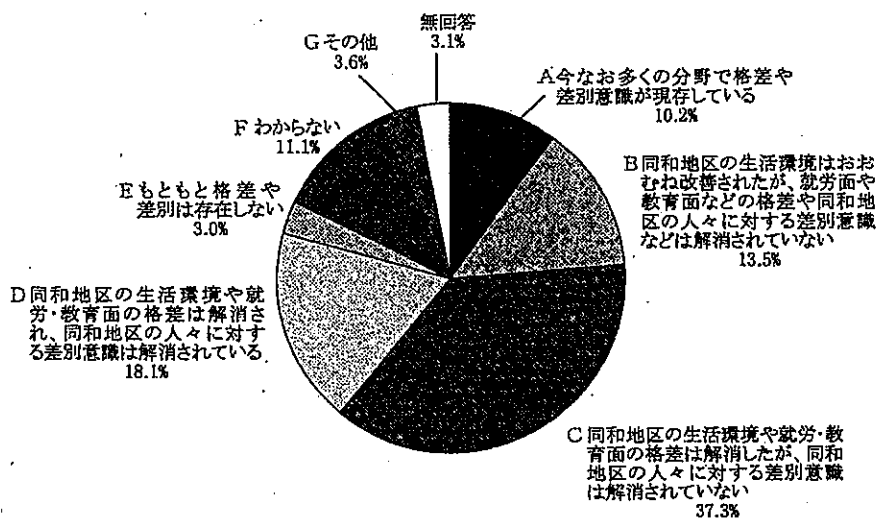
#### 【社会のしくみ】



■県内に存在していると思う差別や偏見について、『人々の意識』には、59.5%が「A同和地区の人々に関する事」と回答、次いで「B障害者に関する事」（43.0%）、「C刑を終えて出所した人に関する事」（38.7%）。『社会のしくみ』には、27.9%が「a女性に関する事」と回答、次いで「b同和地区の人々に関する事」（25.4%）、「c障害者に関する事」（24.3%）の順となっている。

### 問 11 (部落差別の現状についてどう思うか)

部落差別の現状についてあなたはどのように考えていますか。次の中から最もあなたの考えに近いものをお答えください。(○は1つだけ)

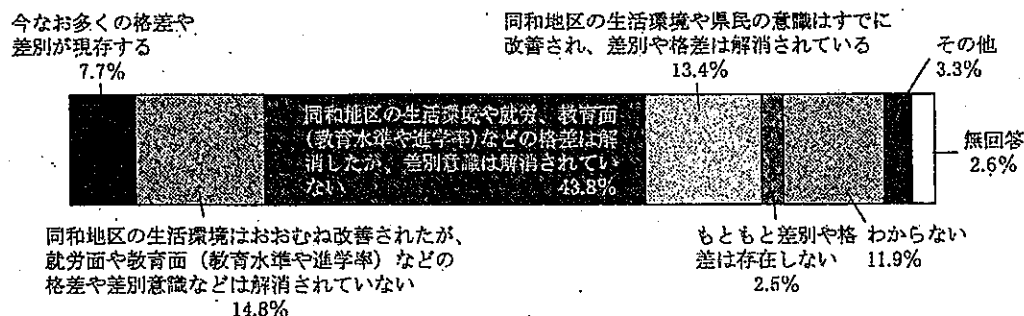


■部落差別の現状の認識については、「A 今なお多くの分野で格差や差別意識が現存している」と回答した人は 10.2%。「B 同和地区の生活環境はおおむね改善されたが、就労面や教育面などの格差や同和地区の人々に対する差別意識などは解消されていない」と回答した人は 13.5%。「C 同和地区の生活環境や就労・教育面の格差は解消したが、同和地区の人々に対する差別意識は解消されていない」と回答した人は 37.3%。「D 同和地区の生活環境や就労・教育面の格差は解消され、同和地区の人々に対する差別意識は解消されている」と回答した人は 18.1%。

【参考】※ 設問文、選択肢の文言が異なるため、単純に比較はできません。あくまで参考としてご参照ください。

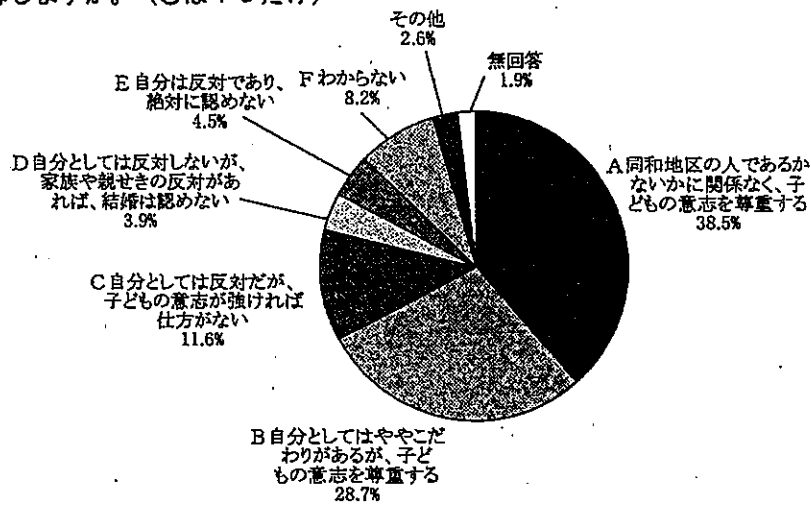
### 前回調査(弘 9 鳥取県人権意識調査)

問 12 部落差別の現状について、あなたはどのように考えていますか。あなたの考えに近いものを1つだけお答えください。



### 問 12 (結婚問題に対するあなたの対応)

部落差別の解消の中で結婚差別は依然として深刻な問題です。あなたに未婚のお子さんがいると仮定して、そのお子さんが同和地区出身の人と結婚しようとする場合、あなたはどのように対応しますか。(〇は1つだけ)

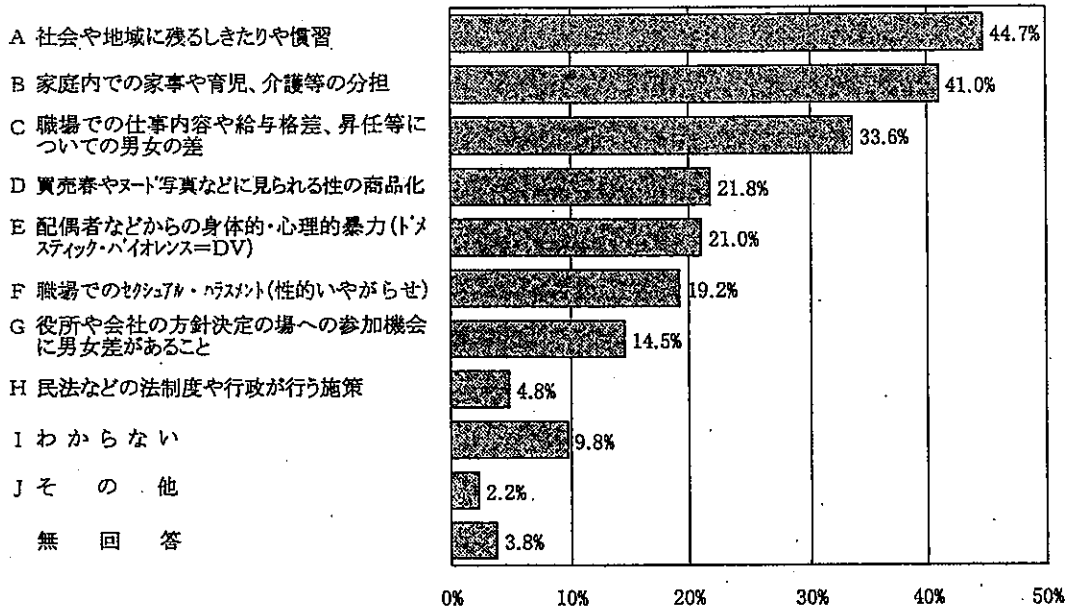


■同和地区出身者との結婚について、「A 同和地区の人であるかないかに関係なく、子どもの意志を尊重する」(38.5%)が最多、次いで「B 自分としてはややこだわりがあるが、子どもの意志を尊重する」(28.7%)など、結婚に肯定的な意見は67.2%を占める。

一方、「C 自分としては反対だが、子どもの意志が強ければ仕方がない」(11.6%)、「D 自分としては反対しないが、家族や親せきの反対があれば、結婚を認めない」(3.9%)、「E 自分は反対であり、絶対に認めない」(4.5%)など結婚に否定的な意見は20.0%。

### 問 13 (女性が人権侵害を受けていると感じるのはどんなときか)

次のうち特に女性が差別されたり、人権侵害を受けていると感じるのはどのような場面ですか。(〇はいくつでも)



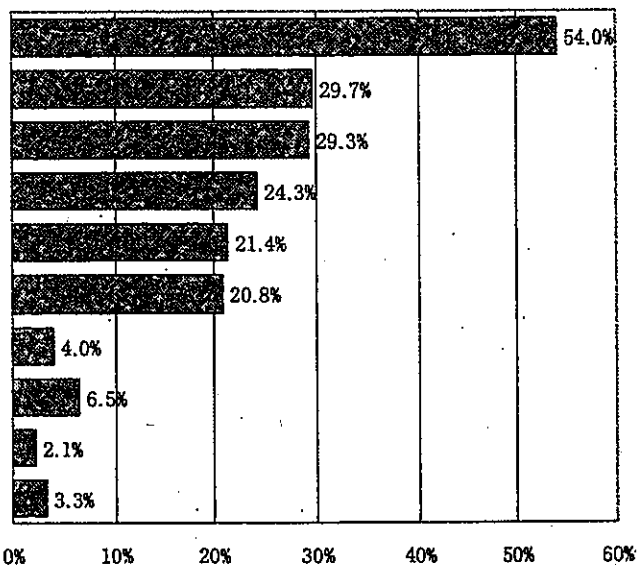
■女性が差別や人権侵害を受けていると感じる場面は、「A社会や地域に残るしきたりや慣習」(44.7%)が最多。次いで「B家庭内での家事・育児・介護の分担」(41.0%)、「C職場での仕事内容や給与格差、昇任等についての男女の差」(33.6%)の順。また、「D買売春やヌード写真などに見られる性の商品化」(21.8%)や「配偶者などからの身体的・心理的暴力(ドメスティック・バイオレンス=DV)<sup>※4)</sup>」(21.0%)についても認識されている。

### 問 14 (女性の人権を守るために必要な行政施策)

女性の人権が尊重されたり、女性の社会進出を推進するために行政の施策としてどのようなことが重要だと思いますか。次の中から特にあなたの考えに近いものをお答えください。

(〇は3つ以内)

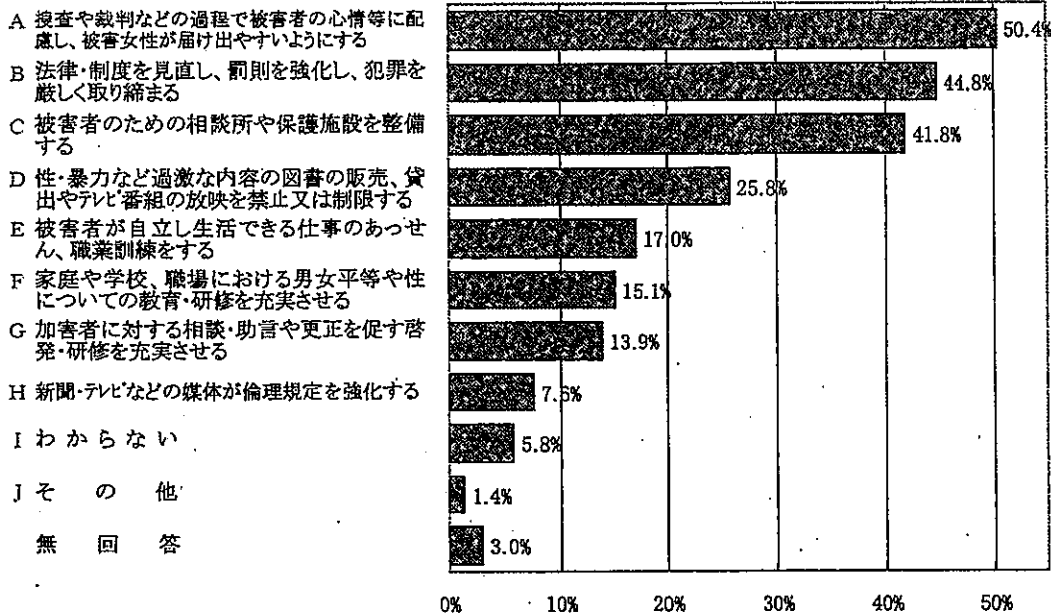
- A 出産休暇や育児・介護制度などを充実させ、働く環境の整備を図る
- B 家庭や地域、職場で男女平等意識を浸透させるための研修・啓発・教育をする
- C 学校で男女平等意識を浸透させるための教育を行う
- D 管理職や審議会の委員などへの積極的な登用を進める
- E 女性が能力を発揮できるようにするための研修や学習の機会を増やす
- F 男女平等の観点から法律や制度を見直す
- G 現在の施策で十分であり必要ない
- H わからない
- I その他
- 無回答



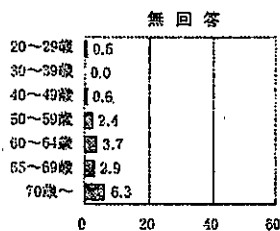
■女性の人権が尊重され社会進出が推進されていくために必要と思う行政の施策は、54.0%が「A出産休暇や育児・介護制度などを充実させ、働く環境の整備を図る」と回答。また、「B家庭や地域、職場で男女平等意識を浸透させるための研修・啓発・教育をする」ことや「C学校で男女平等意識を浸透させるための教育を行う」ことの充実を図ることも認識。

### 問 15 (DV, セクハラをなくすために必要な取り組み)

ドメスティック・バイオレンス、セクシュアル・ハラスメント等の行為が社会問題となっていますが、これらの問題をなくするためにはどのようにすればいいと思いますか。次の中から特にあなたの考えに近いものをお答えください。(〇は3つ以内)



■ドメスティック・バイオレンス(=DV)、セクシュアル・ハラスメント等をなくすために必要と思うことは、「A捜査や裁判などの過程で被害者の心情等に配慮し、被害女性が届け出やすいようにする」(50.4%)が最多。「B法律・制度を見直し、罰則を強化し、犯罪を厳しく取り締まる」(44.8%)、「C被害者のための相談所や保護施設を整備する」(41.8%)ことも求められている。

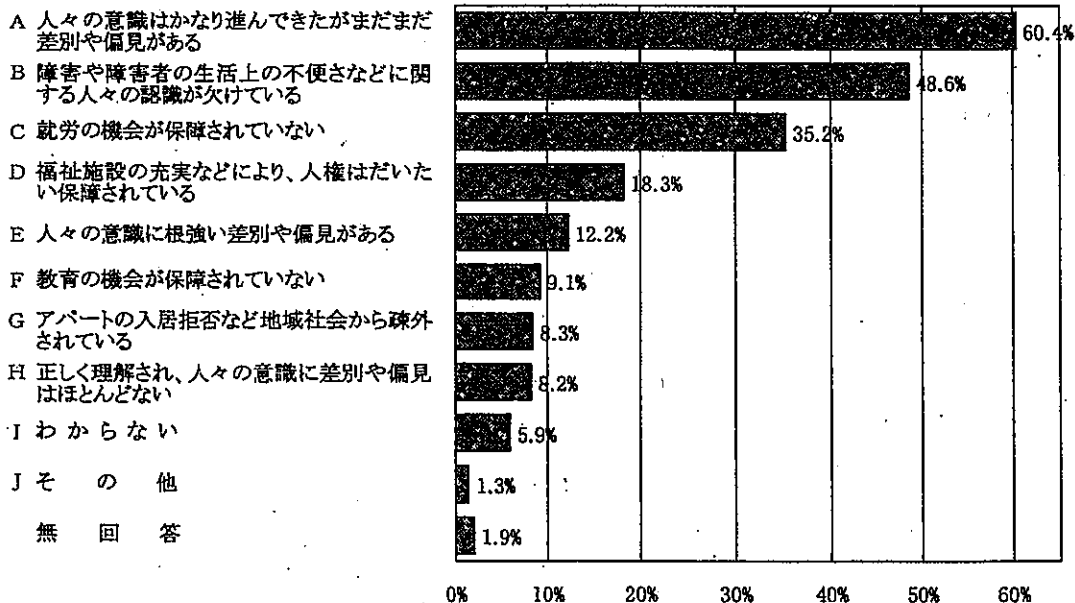


年齢別では〔図 15-2〕、「A 捜査や裁判などの過程で被害者の心情等に配慮し、被害女性が届け出やすいようにする」、「C 被害者のための相談所や保護施設を整備する」は、30歳代をピークに年代が上がるにつれ回答率が低くなっている。

一方、「D 性・暴力など過激な内容の図書の販売、貸出やテレビ番組の放送を禁止又は制限する」は、20歳代（8.2%）の回答率が最も低く、年代が上がるにつれ高くなっている。

### 問 16 (障害者の人権は守られているか)

障害者の人権について現在の状況をどのように考えていますか。(〇はいくつでも)



■障害者の人権に対する現状認識は、60.4%の人が「A人々の意識はかなり進んできたが、まだまだ差別や偏見がある」と回答。また、「B障害や障害者の生活上の不便さなどに関する人々の認識が欠けている」と回答した人も48.6%に上る。

### 問 17 (障害者の人権を尊重するために必要な行政施策)

障害者の人権を尊重するためには、行政の施策としてどのようなことが重要だと思いますか。身体障害者、知的障害者、精神障害者の区分ごとに、特にあなたの考えに近いものをお答えください。(〇は3つ以内)

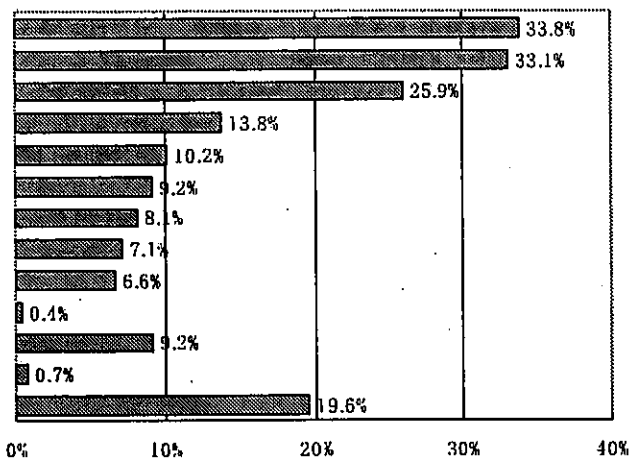
「身体障害者」・・・車椅子利用者、視力を失った人、身体が不自由な人等

「知的障害者」・・・知的機能の発達が遅滞している人

「精神障害者」・・・統合失調症など精神面に疾患のある人

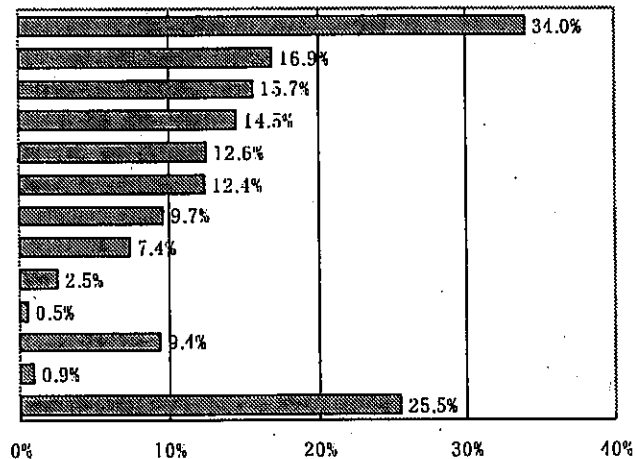
#### 【身体障害者】

- 道路や建物などのバリア(障壁)を取り除く
- 医療やリハビリテーション・介護の体制を充実させる
- 共同作業所の充実や就労機会の確保する
- 給与や年金などの所得保障を充実させる
- 医療関係者・施設職員の人権意識を高める教育・研修
- 障害者に対する正しい認識を広げる啓発活動の充実
- 相談体制を充実させる
- スポーツや文化活動など余暇活動への参加に配慮する
- 障害児のための教育の内容や機会を充実させる
- 福祉施設は十分であり、新たに取り組む必要はない
- わからない
- その他
- 無回答



#### 【知的障害者】

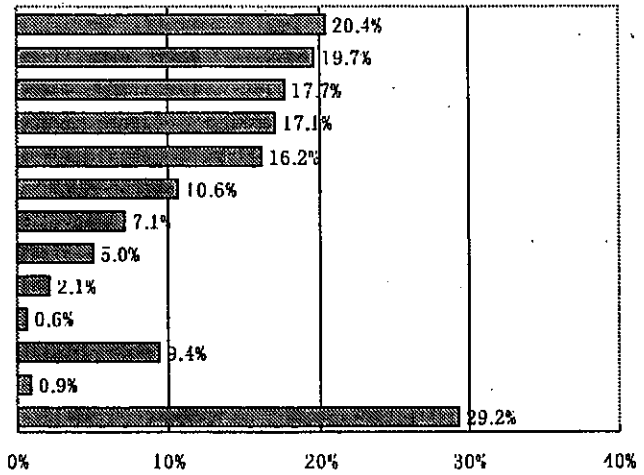
- 共同作業所の充実や就労機会の確保する
- 障害児のための教育の内容や機会を充実させる
- 医療やリハビリテーション・介護の体制を充実させる
- 障害者に対する正しい認識を広げる啓発活動の充実
- 給与や年金などの所得保障を充実させる
- 医療関係者・施設職員の人権意識を高める教育・研修
- 相談体制を充実させる
- スポーツや文化活動など余暇活動への参加に配慮する
- 道路や建物などのバリア(障壁)を取り除く
- 福祉施設は十分であり、新たに取り組む必要はない
- わからない
- その他
- 無回答





**【精神障害者】**

- 医療やリハビリテーション・介護の体制を充実させる
- 相談体制を充実させる
- 共同作業所の充実や就労機会の確保する
- 障害者に対する正しい認識を広げる啓発活動の充実
- 医療関係者・施設職員の人権意識を高める教育・研修
- 給与や年金などの所得保障を充実させる
- 障害児のための教育の内容や機会を充実させる
- スポーツや文化活動など余暇活動への参加に配慮する
- 道路や建物などのバリア(障壁)を取り除く
- 福祉施設は十分であり、新たに取り組む必要はない
- わからない
- その他
- 無回答



※ 4つ以上の項目が選択されている場合は、「無回答」として取り扱っている。

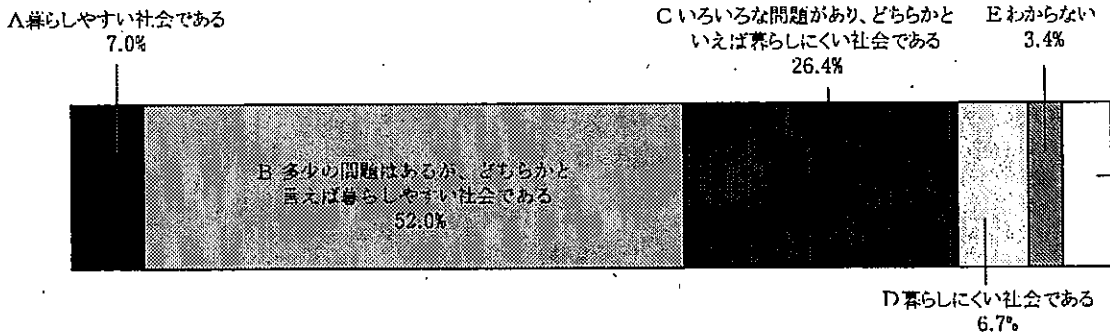
■障害者の人権が尊重されるために行政の施策として重要と思うことは、「身体障害者」については、「道路や建物などのバリアフリー化」(33.8%)、「医療やリハビリテーション・介護体制の充実」(33.1%)などの生活環境の整備や支援体制の充実を指摘。

「知的障害者」については、「共同作業所の充実や就労機会の確保」(34.0%)、「障害児のための教育の内容や機会の充実」(16.9%)などの雇用環境や教育環境の充実を指摘。

また、「精神障害者」について、「医療やリハビリテーション・介護体制の充実」(20.4%)、「相談体制の充実」(19.7%)のほか、「共同作業上の充実や就労機会の確保」(17.7%)などの生活の支援体制の充実や雇用環境の充実を指摘。

**問 20-① (高齢者にとって暮らしやすい社会か)**

高齢者（65歳以上の方）が暮らしていくうえで、現在の社会をどのように感じますか。  
あなたの考えに最も近いものをお答えください。（○は1つだけ）



■現在の社会が高齢者にとって「暮らしやすい※1」と考える人は59.0%。「暮らしにくい※2」33.1%を大きく上回る。

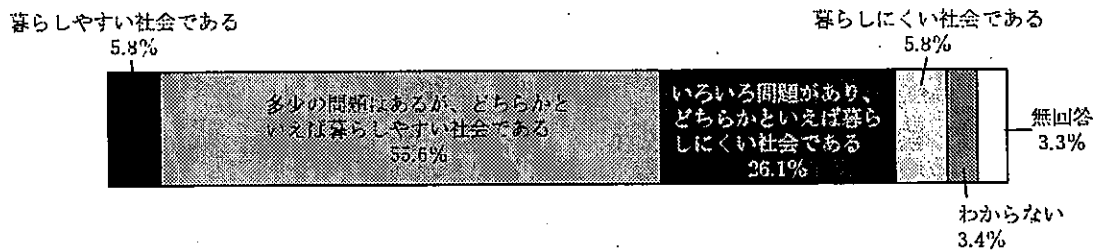
(※1「A暮らしやすい社会である」及び「B多少の問題はあるが、どちらかといえば暮らしやすい社会である。」)

(※2「D暮らしにくい社会である」及び「Cいろいろな問題があり、どちらかといえば暮らしにくい社会である。」)

【参考】※ 設問文、選択肢の文言が異なるため、単純に比較はできません。あくまで参考としてご参照ください。

**前回調査(H.9 鳥取県人権意識調査)**

問 21-1 高齢者（65歳以上の方）が暮らしていく上で、現在の社会をどのように感じますか。あなたの考えに最も近いものを1つだけお答えください。

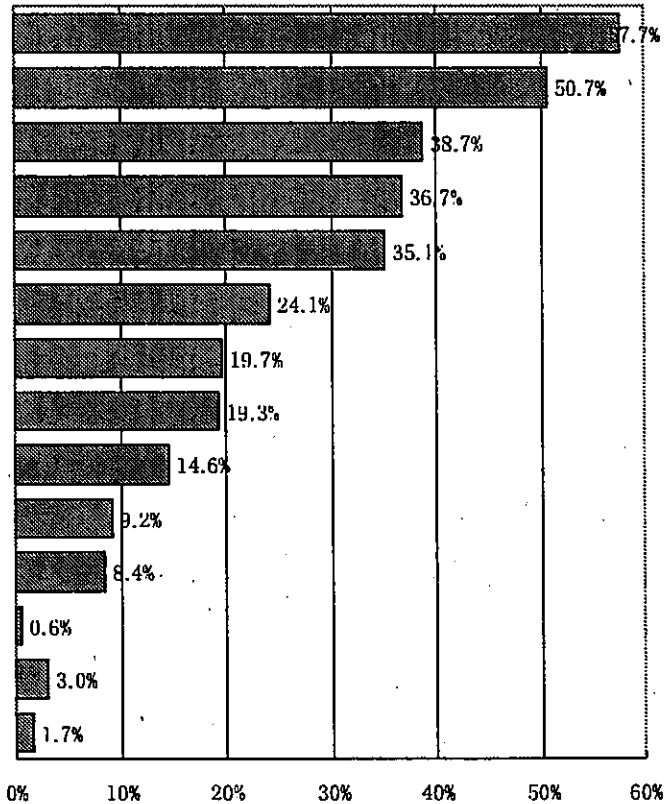


## 問 20-② (高齢者にとって生活の支障となっているもの)

問 20-①で高齢者が暮らしていく上で「何らかの問題がある」と回答された方にお尋ねします。高齢者が暮らしていくうえで、特に支障となったり問題があると感じられるのは、どのようなことだと思いますか。次の中から特にあなたの考えに近いものをお答えください。

(〇はいくつでも)

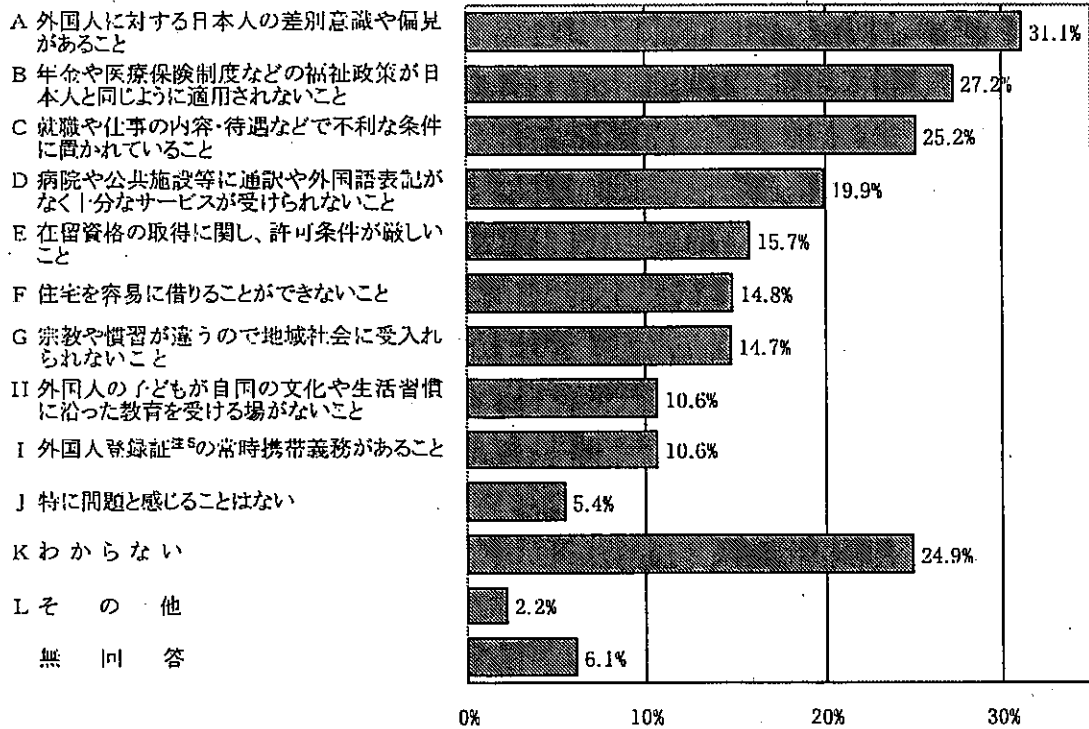
- A 核家族化の進行などにより家族のきずなが薄れてきていること
- B 年金などの収入が十分でないこと
- C 就労意欲のある人に対する雇用の場が少ないこと
- D 若い世代に高齢者を大切にするという心が育っていないこと
- E 家族が介護休業制度などを利用して、高齢者を介護する環境となっていないこと
- F 自宅で受けることができる福祉サービスが十分でないこと
- G 道路の段差や駅などの建物の階段や住居の構造などに支障があること
- H 医療やリハビリテーション、介護の体制が十分でないこと
- I 隣近所や町内会など地域の支援体制が十分でないこと
- J 高齢者虐待に関する相談・救済体制が十分でないこと
- K 余暇活動などの場が少ないこと
- L わからない
- M その他
- 無回答



■高齢者が生活する上で、特に支障となっていると感じることは、「A核家族化の進行などにより家族のきずなが薄れていること」(57.7%)が最多。「B年金などの収入が十分でないこと」(50.7%)、「C就労意欲のある人に対する雇用の場が少ない」(38.7%)、「D若い世代に高齢者を大切にしようとする心が育っていないこと」(36.7%)と感じている人も多数。

### 問 21 (外国人にとって生活の支障となっているもの)

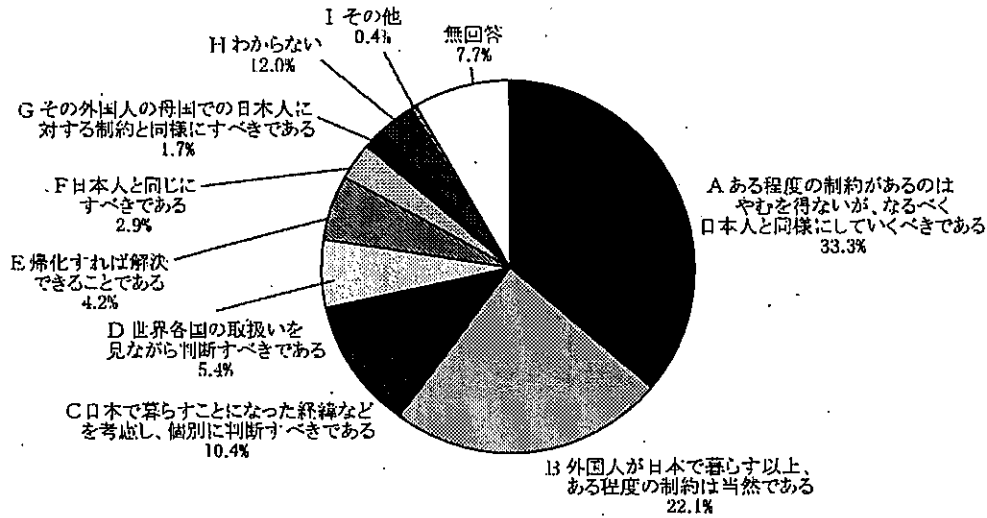
あなたは、日本で暮らす外国人にとって、どのようなことが支障になっていると思いますか。  
次の中からあなたの考えに近いものをお答えください。(〇はいくつでも)



■外国人が日本で生活していく上で支障となっていると思うことは、「A外国人に対する日本人の差別意識や偏見があること」(31.1%)が最も多い。「B年金や医療保険制度などの福祉政策が日本人と同じように適用されないこと」(27.2%)、「C就職や仕事の内容・待遇などで不利な条件に置かれていること」(25.2%)なども多い。一方、「Kわからない」という回答が24.9%に上る。

## 問 22 (外国人が受けている制約をどう思うか)

日本で暮らす外国人には、外国人登録証の常時携帯義務や日本国籍を必要とする職業に就職できないなど、制度上の制約がありますが、このことについてどのように思いますか。次の中からあなたの考えに一番近いものをお答えください。(○は1つだけ)

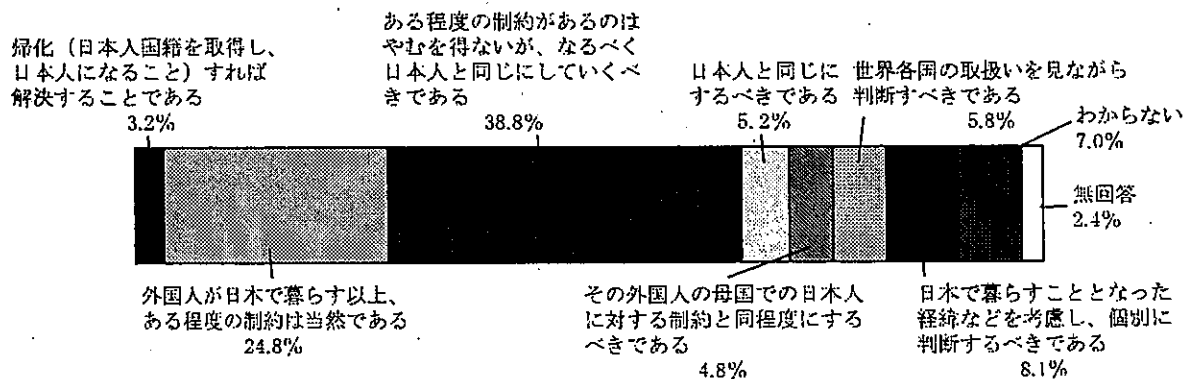


■日本国内で暮らす外国人が受ける制約については、「A ある程度の制約があるのはやむを得ないが、なるべく日本人と同様にしていけばよい」(33.3%)が最多。次いで「B 外国人が日本で暮らす以上、ある程度の制約は当然である」(22.1%)、「C 日本で暮らすことになった経緯などを考慮し、個別に判断すべきである」(10.4%)の順。

【参考】※ 設問文、選択肢の文言が異なるため、単純に比較はできません、あくまで参考としてご参照ください。

### 前回調査(H.9 鳥取県人権意識調査)

問 22 日本で暮らす外国人には、外国人登録証の常時携帯義務や、日本国籍を必要とする職業に就職できないなど、制度上の制約がありますが、このことについてどのように思いますか。次の中からあなたの考えに一番近いものを1つだけお答えください。

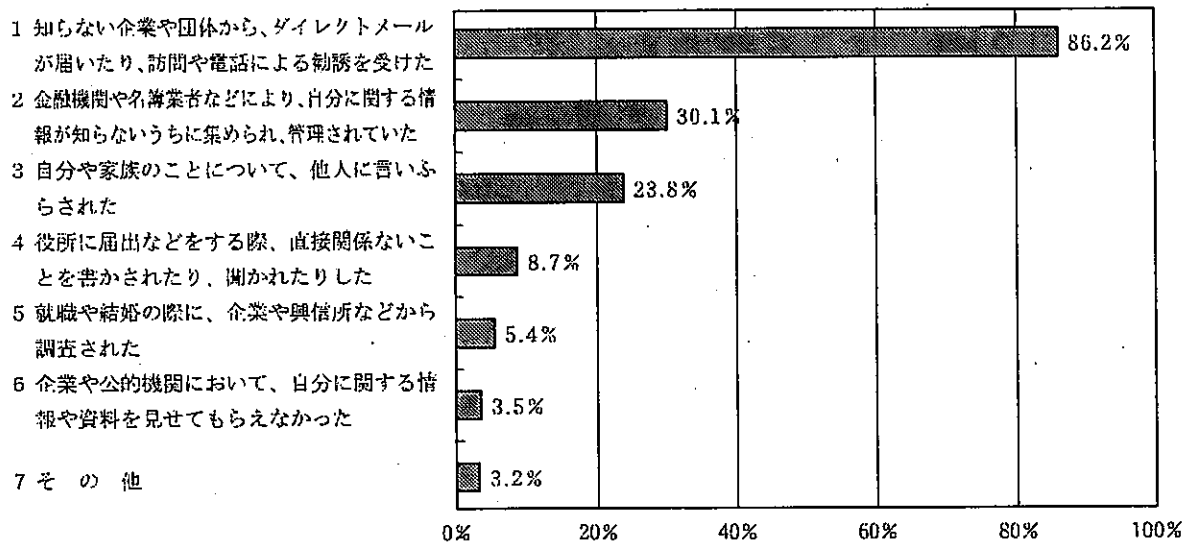


【参考】※ 設問文、選択肢の文言が異なるため、単純に比較はできません。あくまで参考としてご参照ください。

前回調査(H.9 鳥取県人権意識調査)

問25-2 問25-1で、3又は4と回答した方におたずねします。

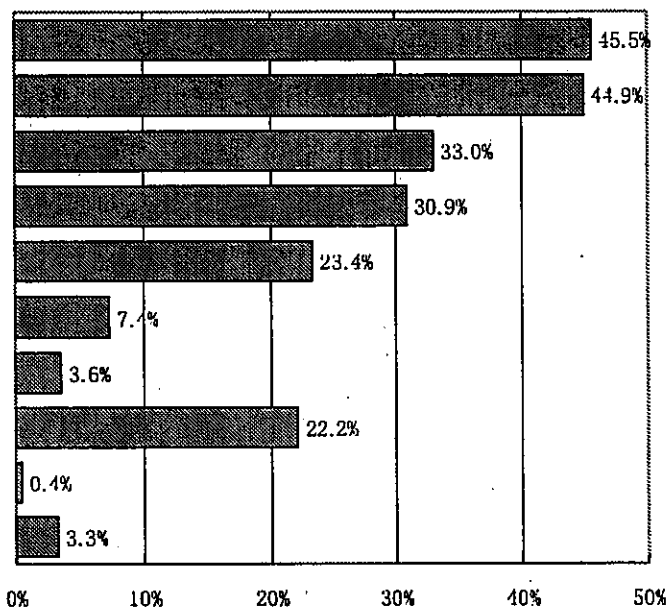
あなたが、どのような場合にプライバシーが守られていないと感じますか。あなたがプライバシーの侵害と感じることすべてに○をしてください。



### 問 26 (H I V感染者、ハンセン病患者が受けている人権侵害)

あなたはH I V (エイズウイルス) 感染者やハンセン病患者・元患者 (ハンセン病患者元患者とその家族) に関し、現在どのような人権問題が起きていると思いますか。次の中から特に深刻だと思うことをあげてください。(〇はいくつでも)

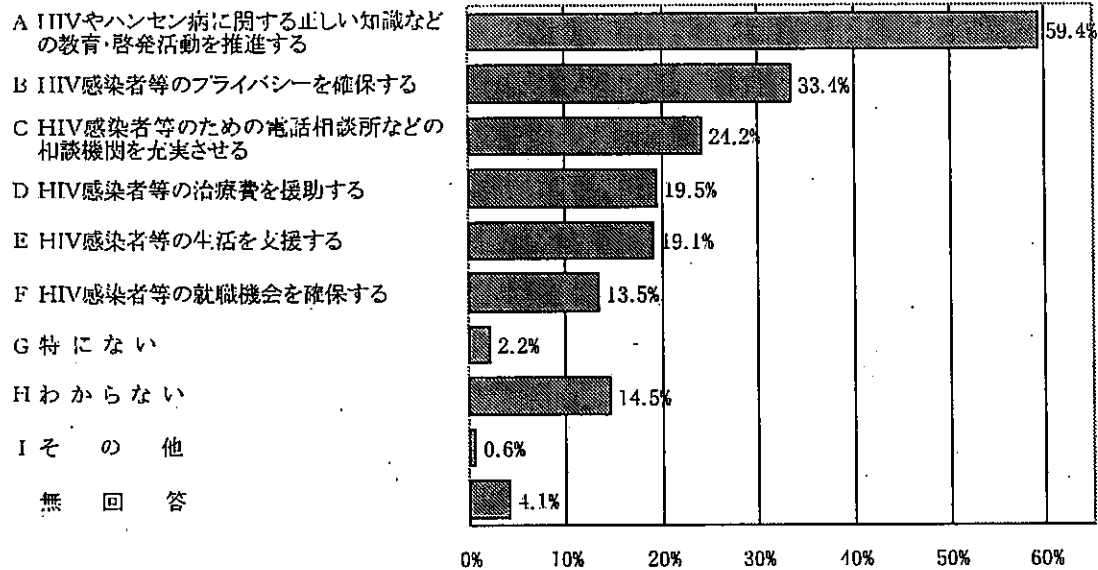
- A 結婚問題で周囲が反対すること
- B 就職・職場で不利な扱いをすること
- C 差別的な言動をすること
- D ハンセン病療養所の外で自立した生活を営むのが困難なこと
- E 治療や入院を断ること
- F 無断でエイズ検査すること
- G 特 に ない
- H わ か ら な い
- I そ の 他
- 無 回 答



■H I V感染者、ハンセン病<sup>註7</sup>患者等について、現在起きている人権問題は、「A結婚問題で周囲が反対すること」(45.5%)が最多。次いで「B就職・職場で不利な扱いすること」(44.9%)、「C差別的な言動をすること」(33.0%)の順。

### 問 27 (HIV感染者、ハンセン病患者の人権を守るために必要な取り組み)

あなたは、HIV感染者やハンセン病患者・元患者の人権を守るために必要なことはどのようなことだと思いますか。次の中から特に重要と思うものをあげてください。(〇は3つ以内)



■HIV感染者、ハンセン病患者等の人権が守られるために必要と思うことは、「A HIVやハンセン病に関する正しい知識などの教育・啓発活動を推進する」ことが 59.4%で最多。次いで「B HIV感染者等のプライバシーを確保する」(33.4%)、「C HIV感染者等のための電話相談所などの相談機関を充実させる」(24.2%)の順。



## 本書で使用した外来語注釈

### ジェンダー

社会・文化面からみた男女の性別、性差。

### バリアフリー

障害がないこと、特に高齢者、身体障害者の日常生活に妨げとなる障害を取り除くこと。

### ドメスティック・バイオレンス（DV）

一般的には「配偶者やパートナーなど親密な関係にある、または、あつた人から加えられる暴力」のこと。

### デイサービス

施設に通所して、入浴や食事の介護、機能訓練、社会交流などを進めるための支援を受けること。

### マイノリティ

少数者のこと。

### コミュニティーセンター

地域社会の中心となる文化施設。

### セクシュアル・ハラスメント（セクハラ）

職場などでの性的いやがらせ。

### ストーカー

つきまとう人。異常心理犯罪者。

### ユニバーサルデザイン

障害、年齢、性別、言語など人の差異に可能な限り無関係に、誰にでも利用しやすいように製品、建物、環境などをデザインすること。

